

令和2年度甲佐町第2回

甲佐町議会 7月臨時会 会議録

令和2年7月14日

熊本県甲佐町議会

令和2年第2回甲佐町議会（臨時会）目次

○7月14日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について	5
日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について	8
日程第6 議案第42号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）	15
閉会	23

7月14日（火曜日）

令和2年第2回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和2年7月14日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 7月14日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 7月14日 午前11時39分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局事務長 早 崎 伊 津 子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 佐々木 善 平	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
住 民 生 活 課 長 藤 井 貴 美 代	健 康 推 進 課 長 福 島 明 広
福 祉 課 長 岡 本 幹 春	環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一
建 設 課 長 志 戸 岡 弘	農 政 課 長 井 上 幸 介
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 奥 村 伸 二	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 甲 斐 良 二 2番 甲 斐 高 士

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第41号 工事請負契約の変更について

日程第6 議案第42号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。ただいまから、令和2年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

今臨時会におきましても、前回同様、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとします。また、傍聴者におかれましても、マスクを着用の上、指定された座席で傍聴に御協力をお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、甲斐良二議員、2番、甲斐高士議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第40号工事請負契約の締結について、議案第41号工事契約の変更について、議案第42号令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）、以上3件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（宮川安明君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和2年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますけれども、緊急事態宣言の解除の後、社会活動が緩和され、新しい生活様式のもとに日常生活が送られているという状況でありますけれども、首都圏などにおきましては、若者を中心に依然として多くの感染者が確認をされ、まだ収束したという状況にはなく、第2波発生の様相を呈していると

ころであります。

世界的にこの状況が終息するまでは、普段の生活を送る中でも、日常的に予防対策を講じていく必要があると感じているところでございます。

また、ご承知のとおり、7月5日未明から、九州を襲った梅雨前線による大雨は、県内に大きな被害をもたらしました。まずは今回の豪雨災害で被災をされ、お亡くなりになられた方々に対して、謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧を祈念いたすところでございます。

本町におきましては、10日から12日にかけて大雨となりまして、一時、避難勧告を発令し、災害待機や避難所、これは甲佐小学校ほか3校でございましたけれども、そういった施設の開設などの対応を図りながら警戒に当たったところであります。

避難所については、11日夕方には13世帯21名の方が避難をされております。被害状況につきましては、各所で洪水被害や土砂崩れなどが起きており、現在対応中という状況でございます。

県内におきましては、芦北や人吉、球磨地方などの県南部や山鹿市などの県北部においては、人命に関わるような甚大な被害が発生しており、被災市町村においては大量の土砂の除去、ライフラインの復旧、避難所運営などの被災者支援、また、被害認定調査など多くの業務が発生をしており、大変な状況にあると推察をしております。

本町での被災地に対する支援といたしましては、先週の金曜日、7月10日から県町村会を通じまして、芦北町のほうに人的支援として職員を派遣しており、災害廃棄物仮置き場や避難所の運営及び被害認定調査などの支援を始めており、また、今週末には球磨村のほうに保健師の派遣を予定しているところでございます。

芦北町におかれましては、熊本地震震災直後には、早速甲佐町のほうに支援に来ていただいているという経緯もございます。こうした恩義を返す意味でも、できる限りの支援を行っていこうと考えているところであります。

長くなりましたけれども、それでは、今期臨時会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期臨時会に提案をいたしております案件は、工事請負契約の締結案件1件、工事請負契約の変更案件1件、補正予算案件1件、合わせての3件でございます。

まず議案第40号、工事請負契約の締結案件につきましては、庁舎他屋上防水外壁改修工事に係る工事請負契約の締結についてを、また、議案第41号、工事請負契約の変更案件につきましては、安津橋総合運動公園、仮称でございます。テニスエリア整備工事に係る工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規程に基づき議会のご議決をお願いするものであります。

次に議案第42号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。この補正予算は、主に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2次補正予算関連事業に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,548万9,000円を追加をして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ

93億1,517万8,000円といたしております。

それでは、補正の内容について、まずは歳出からご説明を申し上げます。農林水産業費では、農業費の農業振興費、事業者支援を目的に、町が花を購入して町内医療機関などに飾る事業費として55万円を追加をいたしております。

また、教育費においては、教育総務費の事務局費に、すべての小中学生用にタブレット端末などを整備するGIGAスクール構想事業関連費として1億6,493万9,000円を追加しております。

次に歳入におきましては、国庫支出金で総務費国庫補助金を1億674万9,000円、教育費国庫補助金、2,589万4,000円を追加。繰入金で財政調整基金繰入金、2,104万6,000円を追加し、町債で1,180万円を追加しております。

以上、今期臨時会に提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げました。各議案の審議の節は各担当課長等に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 以上で奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは議案第40号について説明を申し上げます。

議案第40号、工事請負契約の締結について。庁舎他屋上防水外壁改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。令和2年7月14日提出、町長名でございます。

1、契約の目的、庁舎他屋上防水外壁改修工事。2、場所、上益城郡甲佐町大字豊内地内。3、契約金額、9,703万6,632円。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区祇園町2番1号、東急建設株式会社九州支店。執行役員支店長、久田浩司。5、契約の方法、一般競争入札。提案理由につきましては、省略をさせていただきます。次のページをお願いいたします。資料1のほうに仮契約書の写しを添付をしております。次のページをお願いいたします。資料2のほうに、今回の入札結果の写しを添付をしております。

今回の入札につきましては、条件付き一般競争入札で行っております。入札の参加条件につきましては、経営事項審査において建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。それと、営業所の所在地が九州地域内にあることなどの参加資格で一般競争入札を実施を行っております。結果については、7者の入札があり、4者の方が最低制限価格を割られ失格となっております。なお、今回の落札率は92%となっております。

工事の概要につきましては、次のページの資料3、図面にに基づき説明をしていきたいと

思います。図面上段に配置図及び航空写真、下段のほうに主な改修内容を記載しております。本工事の対象の建物は、役場敷地内にあります生涯学習センターを含む庁舎、2の議会棟、3の付属棟。付属棟につきましては、外部書庫と車庫になっております。庁舎につきましては、平成17年にしゅん工してから約15年が経過しております。今回の改修工事は、平成30年度に行った建物の調査の結果、生涯学習センター屋上、庁舎の屋上や外壁等に劣化が見られ、防水機能の低下の兆しがありますので、予防保全として防水機能の維持向上及び外観の保持を目的とした外部改修工事を行うことで、建物の長寿命化を図るものでございます。

各棟の主な改修内容についてですが、1の庁舎につきましては、屋上を改質アスファルトシート防水及び塗膜防水において防水改修1,448平米を行います。また、生涯学習センターホール屋根につきましては、再塗装863平米の塗装を行います。外壁につきましては、コンクリート壁のひび割れの補修を行った上で、防水形複層塗剤などによる塗装改修3,511平米とシーリングの打ち替えを行います。

2の議会棟では、庁舎と同じく屋上を改質アスファルトシート防水及び塗膜防水にて防水改修688平米を行います。また、外壁につきましては、タイル壁の浮いてる部分の補修、それと防水形複層塗剤などによる塗装改修1,157平米とシーリングの打ち替えを行います。

3の付属棟につきましては、外部のシーリングの打ち替えや耐候性のある塗料による外部の塗装改修404平米を行います。

以上が今回の工事の概要となります。なお、今回の工事につきましても、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事がしゅん工する前までに、変更契約の締結について議会へご提案をさせていただくということでご了解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番佐野です。この工事の財源の内訳を教えてくださいということと、今、説明の中でありましたように、建設から15年経って屋上部分の劣化があるというようなお話がありましたが、こうした工事は定期的に必要とされる工事なのかお尋ねします。以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 申し訳ありません。財源内訳としましては、まず生涯学習センターは過疎債を充てることとしております。そのほか、庁舎含め議会棟につきましては、町の公共施設等整備基金を活用して整備するということとしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。今回15年目において防水工事と外壁工事の改修をするわけですが、定期的に行うかということですが、改修につきまして、補修あたりにつきましては、各防水の材料が10年とか20年で耐用年数を迎えますので、15年、10年から15年におきまして補修などを行い、更新を40年とかなんかで大規模な改修を行うような計画を行います。そして、建物全体ですね、耐用年数を伸ばすという長寿命化計画を行ってですね、20年に1回とかですね、そういった定期的な点検を行いながら改修計画を定めて、建物の長寿命化を図っていくという計画のもと行う必要があると思います。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 庁舎ほか議会棟もそうですが、その付属の建物も改修の対象になりますが、隣接するろくじ館は、これは対象にはなってないですかね。私ちょっと、確認をちょっと漏らしてるんですけども、利用者からですね、和室ちょっと雨漏りがしてるというお話も聞いたので、そういった点でどうかと思って質問いたしました。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） ろくじ館についてですけども、ろくじ館についても、今回のちょっと大雨で、和室のほうと、売り場も1カ所ぐらい、1カ所か2カ所雨漏りがしてるということで、以前、何年か前かちょっとあれですけども、1回漏水というか、雨漏りの調査をしたんですけども、その時まだ原因がちょっとはっきりわからなかったということで、昨日ちょっとろくじ館のほうから報告がありまして、今、今度9月に間に合わないときは、その後もう今回の梅雨には間に合わないと思いますけれども、根本的なちょっと調査を行って、屋根の改修が必要な場合にはそれを事業化したいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。庁舎のろくじ館側からの玄関でございますが、何年か前にですね、あそこの自動ドアの所からですね、雨漏りがしておりました。その原因は、樋に詰まったかどうか知りませんが、そのような点はあの当時どのようにされたのかですね。雨漏り、ご存じでしょうかね、まずは。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、ただいまの質問でございますけれども、当時の経緯はちょっとこの場ではわかりませんので、調べてから後で個別にお答えしたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第40号、工事請負契約の締結についてでありますけども、15年前にこの今回の工事を請け負われました東急建設が請け負われましたこの工事、庁舎が、またここにきて維持管理上、防水改修工事を行って長寿命化を行うということでもありますので、何ら異議なく本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第40号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第41号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第41号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、工事請負契約の変更について。令和元年第5回議会臨時会において議決された安津橋総合運動公園（仮称）テニスエリア整備工事のうち、契約金額1億8,876万円を2億436万6,346円に変更するものでございます。令和2年7月14日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いします。説明資料1に、今回変更のありました工事の仮契約書の写しを添付しております。工期の記載はございませんが、現工期は令和2年9月30日までとなっております。

次のページをお願いいたします。説明資料2に、今回変更の内容と理由について記載しております。説明資料3のほうに、全体計画の平面図及び側溝、集水枡平面図、給水配管、電気配管の平面図を記載しておりますので、そちらに基づきまして説明をしていきたいと思っております。

本工事の当初契約額は、税込の1億8,876万円です。今回の変更契約額は、税込の2億436万6,346円となり、1,560万6,346円の増額となっております。

今回の設計変更は大きく4点ございます。まず1点めは、盛土及び張り芝工の追加です。図面上段の全体計画平面図の赤色の着色部分となります。盛土工3,347平米及び張り芝工1,009平米を新たに追加し、変更金額は341万円の増額となります。

変更理由としましては、工事の際に発生した掘削土を当初は処分することとしておりましたが、有効活用を図るべく、グリーンパル甲佐の管理棟周辺敷地に盛土及び張り芝工を行うものでございます。また、工事期間中、工事車両がグリーンパル甲佐駐車場前の道路を通過することとなるため、工事用の仮設道路を設置することにより利用者の安全確保を行うものであります。仮設道路につきましては、工事完了後も残すことで、イベント開催時の臨時的な出入口と使用することも考えております。

2点目は、給水及び電気配管工事の追加であります。図面下側の給水配管平面図、電気配管平面図の赤色の着色部分となります。この工事につきましては、テニスエリアの地中の中で施工するものでありますので、テニスエリアを整備前に施工をする必要があります。変更金額は991万9,000円の増額となります。

このテニスエリアの整備工事は、今回のこの工事と併せてですね、給水及び電気配管工事の別発注をする計画でありましたが、2回の入札の不調となり、先ほど申し上げましたとおり、テニスエリアの地中を施工するものでありますので、運動公園全体の工事の進捗に影響があるという判断で、今回の整備工事に給水及び電気配管工事を追加するものであります。

3点目は、落蓋側溝及び集水枡の追加であります。図面左下、側溝集水枡平面図の赤色の部分となります。落蓋側溝及び集水枡を新たに追加し、変更金額は104万9,000円の増額となります。変更理由といたしましては、施工の段階において、排水状況の再確認を行った結果、一部流末に雨水の集水が集中するという事で、流末部を分水させる必要があったため、落蓋側溝と集水枡を追加するものでございます。

4点目は、ハンドホールのかさ上げの追加であります。図面中央のサッカーエリア前の管理棟部分における赤色の部分となります。ハンドホールのかさ上げを新たに追加し、変更金額は122万8,000円の増額となります。変更理由としましては、河川管理者との協議を行った結果、管理棟エリアの地盤高を上げる必要が生じたため、既設のハンドホールのかさ上げを5カ所追加したものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 1番ですけれどもですね、掘削土を利用してあそこに仮設道路を造って、今後も駐車場として使用したいという今の説明でしたけれども、これっていいのはですね、もう当初の計画ではなくて、その掘削土があったので仮設道路を造るようになったのか、これはもう掘削土の関係で造るようにしたのかちょっとお聞きしたいという

ふうに思います。仮設道路についてはそのままということで、駐車場ということで、わかりましたけれども。

それから、2回入札不調となったその原因ですね。それから、4番のですね、地盤をかさ上げをするということなんですけれども、その理由ですね。協議の結果ということなんですけれども、その理由についてですね、まずはちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の盛土の理由につきましてはですね、仮設道につきましては今後も残すということです。それと、管理棟横の盛土につきましては、今後のですね、テニスエリアの所で試合とか何かあった場合に、空き地、広場があったほうが有効利用を考えられるという観点から、今後の利用を考えてそちらに盛土をしたわけでございます。

それと、2回の不調につきましては、原因はですね、数社から聞き取り調査をした結果、技術員不足でちょっと入札、工事に対応ができないという理由を何社かの方からお聞きをしました。それ以上のことはわかっておりません。

それと、サッカーエリアのほうの河川管理者との協議の結果かさ上げをした理由につきましては、今回新たにハザードマップを作成しますL2対応というのがございますけども、最大限雨が降った場合に想定される雨量を基に堤防のかさ上げ計画とか何かありますので、そちらに対応をしたところのかさ上げ計画で、盛土をして管理棟を設置するという事になっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今堤防という話があったので、ついでにちょっとお聞きしたいんですけど、堤防がですね、途中までできてるわけですけど、あの堤防はですね、山のほうにどん付けをするという形になるんだろうと思うんですけどですね、そうした場合、あそこのトラックとか何かも通るわけですけど、アンダーパスにされるのかですね、トンネル、どういった形にどん付けをされるのかですね、非常に水の関係ではですね、いろいろ問題がある所なので、そこら付近はどのように、まあこれは国の仕事だからですけど、町のほうもそこら付近を把握されていらっしゃると思うので、ちょっとそこら付近を。その運動公園との絡みもありますのでちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。現在の堤防の計画につきましては、山側にどん付けという計画が示されております。そこで、町道とそこを流れる馬門川につきましては、そこを分断するような形になりますので、道路につきましては堤防を併用した兼用道路、もしくはそれから下り口を造ってですね、現在の町道に下りるような、併用して使うような形が計画をされております。

それと、馬門川につきましては、樋門を造りまして1回閉め切ってですね、内水を排出をするような計画がなされております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今、盛土をですね、仮設道路の盛土をしてるということですが、けれども、ちょっと隣の、あそこの隣接する住宅の方からはですね、説明があったのかどうかはわかりませんが、この関係のあれではなかったかなと思うんですけどもですね、整備をしてるのかなと思ってたらですね、だんだんだんだん盛土があって、もう目の前が盛土になってしまったと。その土そのものですね、砂利っぽいもんだからですね、今回の雨でずっとずいぶん流れているわけですね。そういった関係で心配ということと、その盛土がどういうふうにご利用されるのかというのは、今聞いたのでそのように伝えまされども、説明とかですね、ああいったのはもうしなくてよかったのかなというふうに思うんですけどですね、やっぱりちょっと環境が、目の前の環境がずいぶん変わってしまったわけですね。そういった点では、団地の方たちとの意思疎通というか説明とかですね、そういったのはしてなかったのかちょっとお尋ね、あったのかどうかも含めて。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） グラウンドゴルフ場の管理棟の横の盛土につきましては、説明につきましては、有安の区長、それと船津の区長に、1月に説明に行っております。そちらにおいて区の総会の時に話しておくということを区長さんのほうから聞いております。

それと、関係されます裏の家屋の方々につきましてはですね、3回ほど回ってから文書をお配りしております。不在で会えなかった方につきましては、ポスティングをして周知をしたところですが、まだ若干説明が伝わっていない方につきましてはですね、今後また丁寧な説明をやっていきたいと思っております。

まだ現在も施工中でありますので、崩れとか何かではなくてですね、現在施工中であって、堤防が崩れたような感じに見えるということで、今後完成をさせていくという計画になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 同じ場所の質問になるかとは思いますが、ちょっとこの仮設道路と盛土の所のちょっと絵を見ると、盛土の法で仮設道路のほうにちょっと隙間が盛土の所にあるような絵にこれはなっていると私は思うんですけど、実際の話、仮設道路からこの盛土の所に車両とかは行けますかこれ。この絵で見るとこれは、おそらくこの表示でいくと、盛土の法面があるんで、絵を見るだけでは行けないような感じが私はしますが、どうなっていますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、仮設道路から現在の管理用の通路にはですね、行けるようになっております。ちょっと絵の描き方で見づらい点があるということで、そのへんは今後ちゃんとした図面を出していきたいと思っております。すみません。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 管理用の通路ではなくて、その盛土部分に行けるということで理解してよろしいですかね、建設課長。仮設道路からこの盛土部分に、直接車は行けます

かということです。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、仮設道路からですね、直接は行けません。現在の管理用通路は、グリーンパル甲佐の管理棟がございませけれども、そこは腹付け盛土をしてありますので、そちらと同等の腹付け盛土を今回行うということで、一旦管理用通路に上がって、そちらの盛土の部分に行けるということになります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） じゃあこの新しい仮設道路からは盛土部分には行けなくて、このテニスイリアのほうから何か管理用道路で上って行けるといことですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在の仮設用通路がですね、管理、グリーンパル甲佐の所にありますので、そちらを利用して現在の盛土の、今回盛土する区間には行けます。ということで、つながってはおります。管理用道路がですね、グリーンパル甲佐の管理道路がずっとあってですね、グランドゴルフ場のほうに下りられるようになっている通路がありますので、そちらの通路と今回設置する仮設道路の通路がつながりますので、管理棟の横に行く盛土の所にはですね、車が乗り入れができるようなことになります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、建設課長のほうから説明があつて、仮設道路を造って利用していきたいということはよくわかりました。そこに盛土をされた時に、その下に黒く横にずっと右から左のほうに黒い線がありますけど、ここにはおそらく排水溝があると私は認識しております。その排水溝の流末がですね、そのすぐ左下のほうに、貯留池ですかね、この緑、ここは星の川団地ですかね、この貯留池がまさにここに、写ってはないですけども、実際上そこにあると私は認識しておりますけども、その中にこの排水が流れていって、その貯留池からは隣の馬門川に排出がかけられている状況があると私は思うんですけど、そういった今度盛土をされた時に雨が降って、法下のこういった排水路に入って、すぐ下の貯留池に溜まって、それが馬門川、緑川というふうな形で流れる流末になっていると思うんで、そのへんの排水については非常に十分注意というか、こういった状況でございますので、そのへんは担当課としても少し考えてはおられるのかなという思いがありましたのでお尋ねいたしましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今回のその裏にですね、盛土をして腹付け盛土を

することと仮設道を造ることによって、雨水の量が増えるかという点とあまり変わらないのではないかなというふうに考えております。しかし、そういったこと、舗装をやったりする場合もありますので、その下流部の側溝についてはですね、今後注意して観察をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番佐野です。今回のテニスエリアの整備工事の件で、このテニスエリアも関係すると思いますが、いわゆる今あります梅雨どきの集中豪雨ですね、昨日も報道があってましたが、球磨川の芦北町のある集落は、被害があったから6メートルかさ上げして大丈夫だろうという判断をしとったら、今回水が流されてですね、今その孤立な状態というふうなことになってるというふうな報道がありました。

今回、こちらのほうには集中豪雨が、大きな集中豪雨は及ばなかったわけですが、やはりこの総合運動公園についてはですね、水に浸かるんだらうかどうだらうかという心配の声がやっぱり町民の方から多くあります。せつかくやっぱり多額の経費をかけて整備するわけですので、素人考えではありますが、水浸からないようにですね、できないものかというふうな思いがあります。いつか質問をしましたが、想定としては、水に浸かってもいいような造りということですけど、水に浸かった場合はですね、やはりまた多額の修復が必要とされるんじゃないかと思うんですが、そういった点でどうお考えなのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） たしか同じような質問された時も、課長のから、全く浸水はしないことは、しないとは言い切れないというお話をたぶん課長のほうから答弁したと思います。現在の計画は、できる限りの、もうそういう浸水被害を受けないような形の最大限の設計はしてあるというふうに思います。ただ、河川断面の侵しちやいかんとかですね、河川法のそういった法律の範囲内での施工でありますので、ではありますけれども、考え方としては、要するに小堤とって、堤防、要するにグラウンド面よりも少し高めの所に、小さな堤防も設けてあるようなそういう工夫もなされておりますので、そういう工夫が施されているということをご理解いただきたいと思います。

ただ、こういうふうな大雨、昔の降雨量とはもう全く異なって、いつどこでどういう大きな災害が発生するかもわからない。あるいは、線状降水帯等の問題もありましてですね、これは私にもわからんと思います。だから、全く心配要らないかと言われたときには、それにはイエスという答えはできない。ただ、ただし、最大限の工夫はしてあるんですよということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番森田です。先ほどの井芹議員と重なる部分もありますけれども、先日ですね、この件につきましては、私と井芹議員のほうで現地のほうに向

かしまして、地元の住民の方からご相談を受けております。その時に建設課長のほうには少しお尋ねをして、住民の方にも説明はしております。

そういう中でですね、もう一つ住民の方たちが言われるのが、堤防高がどうしても住宅寄り側にきているので、直接上からこう、車でも盛土部分が高いので、車で上ってこられたときに、誤って家のほうに突っ込まれないとか、その堤防高から見下ろすと、自分とこの家のほうが見えるのでというような、そのそういう防護対策ができないかというようなお話がっております。あそこはその防護対策にするにしても、風が相当強うございますので、目隠しで全部閉めるということは危険、かえって危ないのかなというようなお話はしております。

そういう中でですね、臨時的な駐車場とか、あとトイレとか扱うようなことがあるということであればですね、車の往来も出てくる可能性もありますので、できればですね、ガードレールか何かで一部分でも安全対策をとっていただければ、住民の方も少しは安心されると思いますので、その点、今この変更の中には入っておりませんが、できるような方向でですね、区長さんも町のほうにまた相談に行くということでしたので、その点、どういった町の考えか、今の時点でできるかどうかわかりませんが、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、今、森田議員のことにつきましては、住民の方のですね、意見をよく聞いた上で、状況を見ながら、できることを河川管理者と協議しながら、対策ができることについては対策を行っていきたいというふうに、今のところでは考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第41号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、変更内容としましては、4カ所あたりの変更で、1,500万か、税込の1,500万ほどの増になっておりますけれども、質疑のほうもできましたと思い、何ら異議なく本案に賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第41号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。換気も必要でございますのでしばらく休憩しますので。
10分ほど休憩します。

休憩 午前10時54分
再開 午前11時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第42号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第42号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第42号についてご説明させていただきます。

議案第42号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）。次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,548万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億1,517万8,000円とするものがございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。令和2年7月14日提出、町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款16、国庫支出金に1億3,264万3,000円を追加し、28億9,396万円としております。項2、国庫補助金です。款20、繰入金に2,104万6,000円を追加し、7億711万7,000円としております。1の基金繰入金です。款23、町債に1,180万円を追加し、12億6,232万4,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額91億4,968万9,000円に1億6,548万9,000円を追加し、93億1,517万8,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款5、農林水産業費に55万円を追加し、2億9,509万7,000円としております。1の農業費です。款9、教育費に1億6,493万9,000円を追加し、12億8,160万9,000円としております。1の教育総務費です。歳出合計、補正前の額91億4,968万9,000円に1億6,548万9,000円を追加し、93億1,517万8,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更です。記載の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。起債の目的が過疎対策事業債に1,180万円を追加しまして、補正後の限度額を7億6,800万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明は終わりますけれども、追加です、ちょっと補足をいたします。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス対応の国の地方創生臨時交付金を活用して行うということで、その財源、今の臨時交付金のその配分状況とかですね、執行状況、また、あと残りの残額の状況について若干説明を加えさせていただきます。

臨時交付金につきましては、国の1次補正で配分額が8,562万3,000円きております。これについては、一応交付決定がっておりますので、確定ということになります。また、国の2次補正で、今度は上限としまして2億7,216万9,000円が配分予定となっております、合わせまして3億5,779万2,000円が配分予定となっております。

交付金を充当する予定額につきましては、これまでの分の1億747万9,000円と、今回の予算の1億674万9,000円を合わせまして2億1,422万8,000円と予定しております。差し引きますと、あと1億4,356万4,000円となりますが、この分にかかる事業につきましては、今後のまた新型コロナウイルス対策の状況、また、国県の動向を見ながら対策を図ることとしまして、現在予算化しているという状況でございます。以上でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） すみません、議員の皆様にお諮りしたいと思いますけれども、本日の補正につきましては、主に学校教育課のGIGAスクールに関連する補正が計上されております。そのようなことで、お許しをいただければですね、事前に内容を説明させていただければと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、すみません、ありがとうございます。

それでは、お手元にお配りしております資料に基づいて説明してまいりたいと思います。まず、1ページ目のGIGAスクール構想に伴う1人1台端末の導入についてということで、GIGAスクール構想の趣旨ということでご説明したいと思います。これにつきましては、まず第1に学習指導要領の改訂によりまして、方向性が新しく決定されたということで、傍線を引いてありますけれども、予測できない変化を前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生のつくりとなるための力を子どもたちに育む学校教育の実現を目指すということでございます。

それと2番目に情報活用能力の育成ということで、AからCまで実践力の発信でありますとか理解でありますとか参画する態度とかありますけれども、具体的にはですね、ICTの基本的な操作、情報の収集、それと整理、プログラミングですね、情報モラル。こういったものを醸成するというところでございます。

それと3番目に、安心と成長の未来を拓く総合経済対策ということでございますけれど

も、これにつきましては、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進すると。それと、義務教育段階において、令和5年度までに全学校の児童生徒一人一人それぞれが端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すというふうになっておりますけれども、これは後で説明しますが、この令和5年までにというのがですね、加速化されてきて、前倒しに、本年度ということで、前倒しになっているというようなことでございます。

次に、大きな2番、GIGAスクール構想の具現化ということで、これにつきましては、3つの、3点を押さえていく必要があるということでございます。まず第1に、世界的な情報化の進展によりまして、情報教育を強化する必要がある、重要性が見直されているということで、1人1台の情報器端末を整備するというところでございます。

次に2ページになりますけれども、2番目ですね、家庭等と学校間の双方向の通信可能な情報機器環境を整備すると。3番目に、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用によりすべての子どもたちの学びの保証ができる環境を実現するというようなことが具現化されているわけでございます。

3番目にGIGAスクール構想の実施年度、先ほども申し上げましたけれども、これにつきましては、新型コロナウイルスの影響の、感染症の拡大の影響によりましてですね、休業が長期化している教育課程、こういったことの支障が生じることがないように、遠隔教育などできるような体制を整えるということで、令和2年4月7日に閣議決定がされまして、5年度までのスケジュールを加速しまして、一番最後の所ですね、令和5年までの導入計画が令和2年度までに実現するように変更されたということで、補助につきましてはですね、今年度限りということで、緊急に整備する必要性が生じてきたということでございます。

次に、それを受けまして3ページでございますけれども、まずは整備されてもそういった形で使えないというのがですね、一番困った状況になりますので、通信ネットワーク環境のですね、それぞれの特徴からご説明したいと思います。

まずLTEとWi-Fiの比較ということでございます。LTEモデルとありますけれども、簡単に言いますと、これはスマートフォンあたりを想定していただければと思います。それと、Wi-Fiモデルとして、普通使われる事務用のパソコンですね、そういったことを、有線のパソコンですね、それを想定していただければと思います。

まず、1番のLTEモデルとWi-Fiの比較の中の1番で、LTEはですね、インターネットが利用できる、いつでも利用できるということで、災害等で停電した場合でも、安否確認の連絡をとったりすることができる。要するに利用できるということです。Wi-Fiにつきましては、停電した場合は利用できないというような形になっております。

災害時の停電についてはですね、当然予測されておりますので、これにつきましてはですね、当然LTEが活用できるということでございます。

次に2番目ですけども、多くの台数を同時にインターネットで使用しても、通信速度が遅くなることはない。インターネットが安定して利用できるということでございます。

ども、Wi-Fiにつきましてはですね、学校で多くの台数を同時に使用した場合、通信速度が遅くなったりですね、表示されるまでに時間がかかると。学習にも非常に影響が出てくるというような先生方の意見もありますし、我々もそう思っております。これにつきましては、例えば30人中、1学級でですね、1人でも表示されなければですね、それをずっと待つかんといかんですね。平等な形ということになりますので。そういった形で非常に授業にロスが出てくるというようなことでございます。

次に、3番で周りの電子機器と電波の影響を受けることがないと。Wi-Fiにつきましては、電波の影響を受けてインターネットができない事例があると。実際ですね、無線などですね、強い電波が流れるようなものが予想されますけども、こういった場合はですね、実際使えないような事例も出てきております。

次に、校内のネットワークの必要はない、メンテナンスの必要もないということで、Wi-Fiにつきましてはですね、サーバーやアクセスポイント等、ネットワークの工事の費用がかかると。さらに、維持費用もかかるということで、このICT機器というのはですね、日進月歩で進化しているということでございますので、数年、何年かわかりませんが、その進化の度合いによって違いますけども、数年に1回ネットワークの更新あたりが必要になる場合ですね、そこでもう何千万という金額が発生します。また、規格が変わったりですね、経年劣化などによりその都度更新が必要と。これはWi-Fiの特徴というふうに言われているところでございます。

次に、Wi-Fiの環境がなくてもインターネットを利用できると。学校でも家庭でも、校外学習、いつでもできるということでございます。Wi-Fiにつきましてはですね、Wi-Fi環境が家庭にないと、インターネットが利用できないということで、そういった場合、必要に応じてですね、Wi-Fiルーターというのを貸し出ししなければならないということになります。こういった場合、無料で貸し出すのか、同じ条件で貸し出さなきゃいかんけん、いけないので、1人に貸し出したら、私も全部貸し出してくれと。通信料無料ならみんな無料にしてくれという形になりますと、收拾がつかなくなりますので、これにつきましてはですね、非常に貸し出す際にも難しい形になるというようなことございます。

それと、次に6番の端末機を持ち帰ってそのまま使うことができるということと、これがもう非常にネックになつとるんですけども、Wi-Fiにつきましてはですね、持ち帰った場合、管理者、今管理者はですね、ICTサポートセンターというのが管理者になっておりますけども、ここがですね、管理者というのが家庭に向いてWi-Fiの設定をする必要があるということで、非常に物理的に難しい。それと、かなりの時間がかかるということでございます。個人設定ができないという形になっております。

次にセキュリティの問題ですけれども、学校や家庭等、場所に関係なく一定機能が担保されるLTEに対しまして、Wi-Fiでは家庭に持ち帰った場合、設定から学校のネットワークの設定を推測される可能性がある。要するにあの、精通してる人がいればですね、そこに入り込むことで悪さすることができるというような可能性が出てくるということで、

学校への不正アクセスをされやすくなるというようなことがございます。

最後に通信費ですけれども、通信費につきましては、LTEはWi-Fiに比べると高いということがございますけれども、今まで述べましたように、多くの同時アクセスに耐える安定した機能、品質ですね、そういった、また高度なセキュリティ、こういったものを備えることから、Wi-Fiに比べても高くなるのが仕方がないのかなというふうに思っているところでございます。それと、児童生徒の学習面や安心安全面等ですね、からもLTE環境が適しているというふうに思っているところでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部で質疑をお願いいたします。何か質疑ありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番森田です。すみません、歳出の8ページですけれども、農林水産の農業振興費、先ほど町長のほうから説明があったんですけども、ちょっとこの消耗品の使い方について、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 担当課長のほうから説明してもいいんですけど、この件については私の思いも入ってますんで私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

今回、予算書の中で需用費として消耗品55万円の予算を計上させていただきました。この事業については、花いっぱい事業という名称の事業でございまして、本町のキャッチフレーズは「花と緑と鮎のまち」というキャッチフレーズありますけれども、今回、コロナ禍によりまして、非常に花き農家の経営が厳しい状況になったというようなことでありまして、持続化給付金等の申込み、あるいは町独自の給付金等の申請もかなり上っているような状況が見受けられます。そういう状況の中であって、町としてそういう花き農家の方に元気づいていただく何か方策はないかということで、ずいぶん研究をした経緯があります。最終的には、金額的にはそう大きな事業費ではありませんけれども、フラワーアレンジメントをですね、製作して、その花についてはできる限り甲佐産の花を使っていただく。で、そのフラワーアレンジメントできた品物、商品を、今度は医療関係のほうに配布をして、医療関係の方々も非常に大変な状況にあられるということもマスコミ等でもいろんな報道もあっておりますので、そういった方々についても、励ましの思いもあってですね、

今回こういった事業を提案させていただいたところでございます。

何度も言いますけれども、金額的にはそう大きな金額ではありませんけれども、町の思いを伝えたいということですので、今回提案させていただいたところです。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 一番最後のページになりますけれども、備品購入費としてICT機器の購入と申しますけれども、今、担当課長から説明がありましたように、今、本来使っているの全部処分して新しく全部に買うということで理解してよろしいのでしょうかという質問と、以前にこのICT機器導入については、いろんな学校の先生からお伺いしたところ、教室には電子黒板とかありますけれども、各教室、理科室とかああいう所にも電子黒板とか欲しいという話が上がってございましたけど、それはどうなってるのか。

それと、せせらぎ学級とかふれあい学級にはありませんでしたけれども、そういう所も全員、個人個人一人一人に行き渡るのか。それと、保護者の負担は一切ないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただいまの質問でございますけれども、まず第1点目ですが、これにつきまして予算計上している部分については、すべてをですね、iPadを入れるというような形で計上しておりますので、今まで使っていたやつはですね、解約するというような形で考えております。

それと2点目の電子黒板の導入でございます。これにつきましてはですね、普通教室に、すべての普通教室にも配置しますけれども、そのほかに支援学級ですね、それと理科室と、あと移動用ですね。移動用。今、整備してないものについてはすべて導入を予定して予算を計上しているところです。また、生徒につきましてはですね、すべての生徒に1人1台ずつ入れるというような形で計上しております。保護者の負担については、ないということで計上しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。保護者の負担は一切ない、一切とは言いませんけれども、ないということで、このタブレットだったですかね、機械に関しましては、以前は学校から持ち出すことはできないという話を伺ってございましたけども、この導入に当たっては、今後は安全面を考慮したところの、家庭学習とかをされるということで、持って帰っていいということですね。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、1人1台の中で、通常学校で使いますけれども、家庭にも貸し出すことができるということで、持って帰ってもいいということで認識されていいです。以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 費用はかからないということでいいですね。保護者の費用は絶

対かからないということ。はい。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） GIGAスクール構想ということで、国の政策でもあるわけですが、今このGIGAスクールの構想、こういった事業をですね、県内の動向っていうんですかね、町長あたり、甲佐は先んじてということでおっしゃってましたけれども、よその自治体、県内の状態はどういうふうになっているのかですね、ちょっとお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、今回ですね、先ほど説明しましたとおり、前倒しですね、緊急時に備えて1人1台構想、1台導入するというGIGAスクール構想の趣旨でございます。

ほかの町についてはですね、県下一斉、全国的にもですね、ございますけれども、県下でも一斉にこういった事業に取り組んでいるということでございまして、県のほうでですね、まとめて今意向調査をされております。そういった中で、どのような機種でどのような通信手段でいくかというのをですね、今、検証されているところでございます。そういったことで、まだ未定のところもございますけれども、まず予算を確保するためにですね、予算措置をしておかなければいけないということで、これから先、またですね、県の、国からですね、詳しい情報がくるかと思っておりますけれども、それに対してですね、迅速な対応ができるように、よその町も甲佐町においてもですね、そういった準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。ICTにつきましては、これまで機器整備事業ということでですね、整備をされてきたと思うんですが、今年度予算の中でも、約3,000万を使って整備するというふうになっと思ったと思うんですが、今年度はもうこの予算は執行されていたわけですかね。だから全く違う機器を整備するという形になるわけですかね。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） たしかに本年度もですね、当初予算ではそういった整備がなされるように計上されておったところでございますけれども、今ご説明しましたとおり、その部分についてはですね、解約いたしまして、すべてを、資料に作っております4ページにも付けておりますけれども、すべてをですね、LTE方式で整備してもですね、そちらのほうが金額は安いと。それに使い勝手もいいし、安定した事業ができるということですね、その分については本年度予算執行しないうちでございまして。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。議案第42号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）でございますが、ただいま説明がありましたとおり、新型コロナウイルス対策創生交付金を使って、GIGA構想の生徒に1人1台のICTタブレット端末を普及するというところで、4月、5月と勉強したくてもできないというような状況の中、今後、2次、3次、コロナの波が来たときでも勉強ができるようにということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第42号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、令和2年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、本日ご提案いたしました案件につきまして、議員各位には慎重審議の上、原案どおりご議決をいただきましたこと、まずもって御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の臨時会の冒頭にも申し上げましたけれども、コロナ感染拡大防止対策に加えまして、令和2年7月豪雨災害など、本当に新たな課題も発覚される中で、本町におきましても一級河川緑川を抱えております。また、地球温暖化に伴う天候不順の問題であったり、雨の降り方にも以前とは比較できない降雨量でもありますし、やはり今後、国土強靱化、こういった整備の必要性をですね、改めて痛感させられたような状況でございます。

議員各位には、本日いろんなことをご指摘もいただきましたけれども、皆様方には引き続き、町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げながら、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 臨時会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますとともに、適正な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分尊重されますよう切に希望し、これをもって令和2年第2回甲佐町議会臨時

会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

令和2年
第 2 回 臨 時 会

令和2年7月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮 川 安 明

編集人 甲佐町議会事務局長 北 畑 公 孝

作成 オフィスエムワン Tel (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局